

## 寝具貸借業務に係る仕様書

この仕様書は、精華町消防本部が発注する布団類及びこれに伴うシーツ、カバー類の貸借に適用する。

### 1 期間

令和8年6月1日から令和11年5月31日までの36カ月間とする。

(地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約)

### 2 寝具類 (1組分) × 39組

区分	品名	仕様
布団類	掛布団	ホック付ウォッシュャブル 側：ポリエステル80%、綿20% 中材：ポリエステル100% 寸法：約140×200cm
	肌掛布団	ホック付ウォッシュャブル 側：ポリエステル65%、綿35% 中材：ポリエステル100% 寸法：約140×200cm
	マットレス	オムニマット 寸法：約90×191cm
	枕	中材抗菌パイロン 寸法：約28×45cm
シーツ、 カバー類	包布	ポリエステル30%、綿70% 寸法：約150×210cm
	敷布	ポリエステル30%、綿70% 寸法：約160×285cm
	枕覆	ポリエステル30%、綿70% 寸法：約40×67cm

(注1) 素材等については、上記記載の品と同等もしくは同等以上とする。

(注2) サイズは、上記±5cm程度までとする。

### 3 貸付

寝具は、契約期間の初日に、精華町消防本部庁舎に39組分を届けること。

#### 4 交換

##### (1) 交換回数

- ア 布団類（掛布団及び肌掛布団：洗濯） 年1回
- イ 布団類（マットレス及び枕：洗濯） 年1回
- ウ シーツ、カバー類（包布、敷布及び枕覆：洗濯） 13組毎に週1回  
(3週間で39組完了のローテーション)

##### (2) 交換方法

- ア 布団類（掛布団、肌掛布団：洗濯）（マットレス及び枕：洗濯）  
6月上旬に、精華町消防本部庁舎に39組分を送り届け、当初貸付分を回収すること。
- イ シーツ、カバー類（包布、敷布及び枕覆：洗濯）  
毎週水曜日に、精華町消防本部庁舎に13組分を送り届け、使用済み分は回収すること。

#### 5 数量の変更

人事異動等の状況により、必要数量が変更になった場合は、当消防本部、受託業者協議のうえ、対応方法を決定することとする。

#### 6 貸付代金の支払い

各年度、年度末払いとする。

#### 7 遵守事項

- (1) 貸付及び交換に係る寝具は、清潔かつ綻び等のない完全な状態のものであること。
- (2) 布団類の交換をしようとするときは、あらかじめ交換日時等を精華町消防本部消防総務課に通知すること。
- (3) 4により納入された寝具に不足が生じたことを知ったときは、直ちに不足の生じた数量を精華町消防本部庁舎に直接持参すること。
- (4) その他消防総務課担当職員の指示に従うこと。

#### 8 特記事項

契約年度の翌年度以降において、本賃貸借契約に係る歳出予算の減額又は削除があった場合は、精華町は、本賃貸借契約を変更又は解除することができるものとする。

以上